

松戸市農業委員会総会議事録

令和 5 年 1 1 月 1 0 日

令和5年松戸市農業委員会11月総会議事録

松戸市農業委員会会長山口輝雄は令和5年11月10日午後3時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1番	杉浦昌平	2番	杉浦勇司
3番	横山定勝	5番	渡邊洋子
6番	加藤万里子	7番	山口輝雄
8番	戸張嘉宣	9番	岩佐忠夫
10番	川上博久	11番	渡来和治
12番	渡邊慶弘	13番	鈴木榮一
14番	湯浅孝一	15番	相田敏克
明・矢切区域	齋藤香	明・矢切区域	平川正俊
東部区域	湯浅雅之	常盤平・五香区域	山崎唯司
馬橋・小金区域	小林直一	馬橋・小金区域	湯浅清

1. 欠席委員

なし

1. 関係課出席職員 農政課

課長	田嶋和彦	主任主事	南貴文
----	------	------	-----

1. 事務局出席職員

事務局長	加藤広之	事務局長 補佐	榊孝弘
主幹 兼係長	武井博子		

開会 午後 3時00分

議 長 定刻となりましたので、ただいまより令和5年11月総会を開催いたします。

本日の出席委員は農業委員が14名、推進委員が6名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。議席番号13番、鈴木榮一委員、議席番号14番、湯浅孝一委員の両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局 本日の傍聴の申出はございません。

議 長 事務局からの報告のとおり、傍聴の申入れはありませんでした。

◎議案の提出

議 長 早速議事に入ります。

本日の議案は第1号から第4号までとなっております。

なお、報告事項については第1号から第4号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告願います。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画についての1番を議題といたします。

それでは、利用計画について、農政課長、よろしくお願いいたします。

農政課長 農政課の田嶋でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号 農用地利用集積計画につきましてご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を策定するに当たり、本委員会の決定を求めるものでございます。

今回は、再設定案件5件となります。

それでは、議案第1号1番をご説明いたします。お手元に配付されております議案書1ページの1番をご覧ください。申請地につきましては、ピンク色の冊子でお配りしております参考資料の1ページ、2ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は下矢切、現況地目は畑、面積は578平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、キャベツを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま農政課長より、議案第1号の1番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、岩佐委員。

岩佐委員 議席番号9番、岩佐忠夫です。

この方は、適正に管理されておりますので、また、再設定ということもありまして、私は賛成したいと思います。よろしく願いします。

議長 ただいま岩佐委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の1番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、2番について、農政課長、よろしく願いします。

農政課長 議案第1号2番をご説明いたします。

議案書1ページの2番、参考資料の3ページから6ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は下矢切、現況地目は畑及び田でございます。面積は620平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、米を主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 長 ただいま農政課長より、議案第1号の2番について内容の説明がございました。
農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。
はい、平川委員。

平川推進委員 推進委員の平川正俊でございます。

ただいま農政課長の説明でよく分かりました。農地の管理もよくできておりまして、そして、再設定ということで、原案に賛成をしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

議長 長 ありがとうございます。

ただいま平川委員より、原案に賛成との意見がございました。
ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議長 長 はい、ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の2番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、3番について、農政課長、よろしくをお願いします。

農政課長 議案第1号3番をご説明いたします。

議案書1ページの3番、参考資料の7ページ、8ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は下矢切、現況地目は畑、面積は522平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま農政課長より、議案第1号の3番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、平川委員。

平川推進委員 推進委員の平川正俊でございます。

ただいま農政課長の説明でよく分かりました。再設定ということ、そして、農地の管理もよくできておりまして、原案に賛成をしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま平川委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の3番につきましては原案のとおり決定をいたしました。

続いて4番ですが、この議案は松戸市農業委員会会議規則第11条の規定により、議事参与の制限に抵触する事案でありますので、関係人であります平川委員はここで退室をお願いいたします。

(平川委員退室)

議 長 では、農政課長、よろしくをお願いします。

農政課長 議案第1号4番をご説明いたします。

議案書1ページの4番、参考資料の9ページから11ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は下矢切、現況地目は畑で、面積は2,042平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、キャベツを主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第1号の4番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、岩佐委員。

岩佐委員 議席番号9番、岩佐忠夫です。

この方も、畑はきれいな管理されております。また、再設定ということもありまして、私は賛成したいと思います。よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま岩佐委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の4番につきましては原案のとおり決定をいたしました。

ここで、平川委員の入室を認めます。

(平川委員入室)

議 長 続いて、5番について、農政課長、よろしくをお願いします。

農政課長 議案第1号5番をご説明いたします。

議案書1ページの5番、参考資料の12ページ、13ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は六実、現況地目は畑、面積は4,435平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方はネギ、大根を主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第1号の5番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、山崎委員。

山崎推進委員 推進委員の山崎唯司です。

農政課長の説明でよく分かりました。現在、この畑は適正に管理されており、今後も適正な管理が見込まれることから、再設定案件でもあり、賛成したいと思います。よろしくお諮りください。

議 長 ただいま山崎委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の5番につきましては原案のとおり決定をいたしました。

◎議案第2号

議長 続いて、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての1番を議題といたします。

この議案は、松戸市農業委員会会議規則第11条の規定により、議事参与の制限に抵触する事案でありますので、関係人であります横山委員はここで退室をお願いいたします。

(横山委員退室)

議長 第2審査会第2審査班座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第2審査会第2審査班座長 議席番号14番、湯浅孝一です。

去る11月2日木曜日、議案第2号から第4号の審査のため第2審査会第2審査班が招集され、審査会の座長を私が担当いたしましたので、ご報告します。

当日は、杉浦昌平農業委員、戸張嘉宜農業委員、山崎唯司推進委員、小林直一推進委員、私の5名により現地調査の上、詳細に審議をいたしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明します。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に慎重なる審議を行ったものであることをご報告します。

それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてについてご説明します。

議案書の2ページ、議案参考資料については14ページから15ページになります。申請地の位置については、議案参考資料の14ページのところでございます。

申請地は2筆で、面積は合計1,020平方メートル、現況は田で、適正に管理されていることを確認いたしました。権利の形態は、贈与に伴う所有権の移転です。

譲受人の申請理由は世代交代のため、譲渡人の申請理由は全ての土地の管理が難しいためです。

譲受人は農業者で、経営農地については適正に耕作しております。

また、譲受人の耕作従事日数は、申請人を含む構成員4人で1,040日であり、同じく許可

条件である従事日数150日を超えています。

農機具については、コンバイン1台、トラクター1台、動噴2台、田植機1台を所有しており、申請地を耕作するには十分であると判断しました。

申請地の営農計画では、米の栽培を行うとのことでした。

以上、審査会では、議案第3号の1番について慎重審議の上、農地法第3条の許可条件に抵触するものはなく、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと判断しました。

これらをもって、許可すべきと意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可案件でありますので、委員各位においてご審議よろしくお願いいたします。

議長 ただいま湯浅孝一座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。審査会意見は、許可すべきとのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅清委員。

湯浅（清）推進委員 推進委員の湯浅清です。

座長の説明でよく分かりました。対象地は適正に管理されているとのことですので、賛成したいと思います。お諮りください。お願いします。

議長 ただいま湯浅清委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。ほかにご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 ご意見ないようであります。

これより議案第2号の1番について、原案どおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の1番につきましては原案のとおり決定いたしました。

ここで、横山委員の入室を認めます。

（横山委員入室）

◎議案第3号

議長 続いて、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についての1番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第2審査会第2審査班座長 それでは、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の1番についてご説明します。

議案書の3ページ、議案参考資料については16ページから22ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の16ページのところでございます。

申請理由は、近隣の会社から従業員及び来客用の駐車場として貸してほしいと要望があったためです。

土地の選定理由は、使用する会社から近いためです。

議案参考資料の18ページをご覧ください。

施設の概要については、車両42台を置く貸駐車場です。

整地については、碎石敷きとします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、周辺に農地はありません。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用または事業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しました。

以上、議案第3号の1番について説明いたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ただいま湯浅孝一座長より、審査概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅雅之委員。

湯浅（雅）推進委員 推進委員、湯浅雅之です。

ただいまの座長の説明でよく分かりました。私は、審査会の意見に賛成をいたします。お諮りをお願いいたします。

議 長 ただいま湯浅雅之委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見ないようであります。審査会報告のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、全会一致と認め、議案第3号の1番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定いたしました。

◎議案第4号

議 長 続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についての1番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いします。

第2審査会第2審査班座長 それでは、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の1番についてご説明いたします。

議案書の4ページ、議案参考資料については23ページから27ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の23ページのところでございます。

権利の形態は、賃借権の設定です。

申請理由及び土地選定理由は、譲受人は松戸市を中心に造園・土木工事・産業廃棄物の収集運搬を行っています。申請地西側の既設の積替え保管所の廃棄物量が施設使用開始時期より多くなり、業務上支障を来すようになったためです。

議案参考資料の25ページをご覧ください。

施設の概要については、積替え保管所です。

整地については、コンクリート舗装とします。

排水については、コンクリート舗装により、施設内の各集水桝で受け、西側の最終桝より

市道U字溝へ排出します。

被害防除については、外周に安全鋼板を設置し、南側に門扉を新設します。

他法令については、千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例による小規模廃棄物処理施設変更許可がありますが、これについては近日中に許可が下りる見込みです。

費用については全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用または事業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しました。

以上、議案第4号の1番について説明いたしましたが、審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま湯浅孝一座長より申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、川上博久委員。

川上委員 議席番号10番、川上博久です。

この申請者は事業を大分拡大しておりまして、この今申請ある土地のほかに2か所ほど資材置場並びに残土置場等を所有しています。非常にきれいに管理されていて、周りの近隣の畑にも迷惑が全然かかっていませんので、これからも申請の場所に関してもきれいに管理していただけるものと考え、審査会の意見に賛成いたします。よろしくお願ひします。

議 長 ただいま川上博久委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第4号の1番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定いたしました。

◎報告事項

議 長 続きますして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、議案書5ページ、報告事項1から11ページの報告事項4についてご報告させていただきます。

まず、5ページ、報告事項1、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてですが、相続による所有権移転により3件の届出を受理しました。なお、3件ともあっせん希望はありませんでした。

次に、6ページから7ページ、報告事項2、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、7ページ下段の記載のとおり、9月分として田1件、1,007平方メートル、畑19件、4,330平方メートル、合計20件、5,337平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、8ページから10ページ、報告事項3、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてですが、10ページに記載のとおり、田4件、1,413平方メートル、畑21件、1万1,835平方メートル、合計25件、1万3,248平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、11ページ、報告事項4、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、記載のとおり、引き続き農業経営を行っている旨の証明書3件を交付しました。

事務局からの報告事項は以上です。

議 長 ありがとうございます。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和5年11月総会を終了いたします。

閉会 午後 3時32分